

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 2日

浜松市長

殿

提出者

住 所 静岡県浜松市東区将監町25

独立行政法人労働者健康安全機
構 浜松労災病院
院長 江川 裕人

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 053-462-1211

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	独立行政法人労働者健康安全機構 浜松労災病院
事業場の所在地	静岡県浜松市東区将監町25
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	医療・福祉
②事業の規模	病床数 312床
③従業員数	467名(パート含む)
④特別管理産業 廃棄物の一連の 処理の工程	別紙1のとおり

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排出量	66.93 t	0.67 t
(これまでに実施した取組) 感染性廃棄物と非感染性廃棄物の分類を行い、排出量の削減に努める。 排出量を調査し、前年度と比較し分析する。 新規医療材料購入の際、関係会議において、廃棄物の観点において検討する。 手術部門において、リユースリネン（感染防止の観点から一部のみ）を導入し、排出量の削減を図る。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排出量	66 t	0.6 t
(今後実施する予定の取組) 該当なし			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	医療材料は、使い捨てが主流となっている。また、感染管理上、防護製品の使用量が増加傾向となっていることから、感染性廃棄物の排出量が増加しており、排出の抑制に苦慮している。	
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	廃棄物の分別表を使用し、分別の徹底を図る。	

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 の種類	感染性 廃棄物	引火性 廃油
①現状	自ら再生利用を行つ た特別管理産業廃棄 物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) 該当なし			
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物 の種類	感染性 廃棄物	引火性 廃油
②計画	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物 の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 該当なし			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 の種類	感染性 廃棄物	引火性 廃油
①現状	自ら熱回収を行つ た特別管理産業廃棄 物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により 減量した特別管理産 業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) 該当なし			
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物 の種類	感染性 廃棄物	引火性 廃油
②計画	自ら熱回収を行つ る特別管理産業廃棄 物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により 減量する特別管理産 業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 該当なし			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全処理委託量	66.93 t	0.67 t
	優良認定処理業者への処理委託量	66.93 t	0.67 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	66.93 t	0.67 t
	(これまでに実施した取組) 廃棄物回収時の立会い マニフェストのデータ管理及び確認 委託業者の許可証の確認		

(第5面)

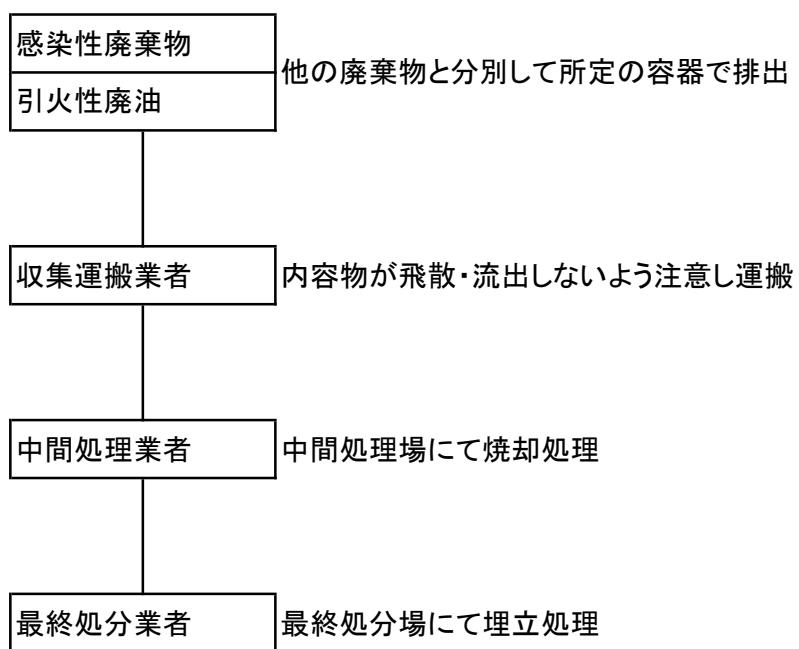
		【目標】			
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油	
		全処理委託量	66 t	0.6 t	
②計画		優良認定処理業者への処理委託量	66 t	0.6 t	
		再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	
		認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	66 t	0.6 t	
(今後実施する予定の取組) 委託業者の適正処理の確認					
【前年度（令和4年度）実績】					
電子情報処理組織の使用に関する事項		特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	67.6 t		
		(今後実施する予定の取組) 電子マニフェストを導入する。			
※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
- (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙3		特別管理特別管理産業廃棄物の種類	引火性 廃油	腐食性 廃酸	腐食性 廃アルカリ	感染性 廃棄物	廃PCB等	PCB 汚染物	廃水銀等	廃石綿等
前年度 実績	(1) 特別管理産業廃棄物発生量(t)		0.67			66.93				
	自ら 処理	(2) 自ら直接再生利用した量								
		(3) 自ら直接埋立処分又は海洋投入した量								
		(4) 自ら中間処理した量								
		(5) (4)のうち熱回収を行った量								
		(6) 自ら中間処理した後の残さ量								
		(7) 自ら中間処理により減量した量								
		(8) 自ら中間処理した後再生利用した量								
		(9) 自ら中間処理した後埋立処分又は海洋投入した量								
今年度 計画	処理 委託	(10) 直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	0.67			66.93				
		(11) (10)のうち優良認定業者への処理委託量	0.67			66.93				
		(12) (10)のうち再生利用業者への処理委託量								
		(13) (10)のうち熱回収認定業者への処理委託量								
		(14) (10)のうち(13)以外の熱回収業者処理委託量	0.67			66.93				
	(1) 特別管理産業廃棄物発生量(t)		0.60			66.00				
	自ら 処理	(2) 自ら直接再生利用する量								
		(3) 自ら直接埋立処分又は海洋投入する量								
		(4) 自ら中間処理する量								
		(5) (4)のうち熱回収を行う量								
		(6) 自ら中間処理した後の残さ量								
		(7) 自ら中間処理により減量する量								
		(8) 自ら中間処理した後再生利用する量								
		(9) 自ら中間処理した後埋立処分又は海洋投入する量								
		(10) 直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	0.60			66.00				
	処理 委託	(11) (10)のうち優良認定業者への処理委託量	0.60			66.00				
		(12) (10)のうち再生利用業者への処理委託量								
		(13) (10)のうち熱回収認定業者への処理委託量								
		(14) (10)のうち(13)以外の熱回収業者処理委託量	0.60			66.00				

別紙1 特別管理産業廃棄物の一連の処理工程



別紙2 管理体制図

保健所長又は都道府県等廃棄物担当部局長	静岡県衛生部環境衛生課 浜松市役所環境部廃棄物対策課
---------------------	-------------------------------

医療機関管理責任者(院長) 各部門	特別管理産業廃棄物管理責任者
----------------------	----------------

感染性廃棄物			
院内収集運搬	収集運搬	中間処理	最終処分
東海美装興業(株)	(株)ミダック	(株)ミダック	(株)ミダック

引火性廃油等		
収集運搬	中間処理	最終処分
(株)ミダック	(株)ミダック	(株)ミダック